

# 能州能登郡涌浦村物成之事

壹ケ村草高 内拾石明曆貳年百姓方より上ニ付無檢地極

一、貳百三拾四石

免六ツ 内壹ツ八步六厘明曆貳年より上ル

右免付之通新京升を以可納所夫銀定納

百石ニ付百四拾目充口米石ニ壹斗壹升貳合充

可出也

## 同村小物成之事

一、百拾八匁

山役

一、九匁

若竹役

一、貳匁 出来

鳥役

本米拾石五斗

一、貳石壹斗

敷借利足

明曆貳年ニ令免除

右小物成之分者十村見図之上ニ而指引於

有之者其通可出者也

寛文十年

九月七日（満）印

涌浦村

百姓中

(読み下し)

のうしゅう

ものなりの

能州能登郡涌浦村物成之事

いちかそんくさだか

めいれき

あがる

壹ヶ村草高 内拾石明暦貳年百姓方より上ニ付無検地極、

けんちなくきめる

ひとつ

にひやくさんじゅうよんこく

一、貳百三拾四石

めん

はちぶろくりん

免六ツ 内壹ツ八歩六厘明暦貳年より上ル

めんつけ

しんきようます

もつてなつしよすべし

ぶぎんじょうのう

右、免付之通新京升を以可納所、夫銀定納

あて

くちまい

百石ニ付百四拾目充、口米石ニ壹斗壹升貳合充

だすべき

可出也

こものなり

同村小物成之事

もんめ

一、百拾八匁

山役

一、九匁

にがたけ

若竹役

一、貳匁

しゅつたい

出来

鳥役

ほんまい  
本米拾石五斗

しきかりりそく

敷借利足

一、貳石壹斗

めんじよせしむ

明暦貳年ニ令免除

は

とむらみはかりのうえにて

右小物成之分者、十村見図之上ニ而指引

これあるにおいては

そのとおりだすべきものなり

於有之者、其通可出者也

かんぶん

寛文十年

九月七日〔満〕印〔満は前田利常の印〕

涌浦村

百姓中

義定一札

和倉村温泉之義ニ付先年以来私ト同村ト

争論ニ相成来リ候得共今般七尾

御縣廳ニおゐて双方夫々御糺之上私義

右温泉江以後携り不申事ニ相成温泉

離散外商業相設候ニ付テハ双方示談

納得之上為生活料二千貫文当村より

私江被相渡候上者是以後温泉江ハ一切

携り申間敷候尤生活料受取候上是迄

手持之書類反故ニ仕候且止宿等之義ハ

外旅人同様ニ取植互ニ證書為取替

置此末堅相守り候上ハ毛頭故障無御座

候為後日戸長衆等之御見届ヲ受

御渡し置申處如件

明治五年壬申十月

第一区七尾松本町

上村少五郎（印）

親類同町生駒町

岩城仁左衛門（印）

和倉村

御役人衆中

惣百姓衆中

前書之通相違無之候也

第一区副戸長

吉岡源太郎（印）

（奥書）

前書聞置候事

十月十五日 元 七尾縣廳（七尾縣稅務課）印

(読み下し)

ぎてい いっさつ  
義定一札

和倉村温泉之義ニ付、先年以來私ト同村ト

争論ニ相成来り候得共、今般七尾

御縣廳ニおゐて双方夫々御糺之上、私義

右温泉江以後携り不申事ニ相成、温泉

離散外商業相設候ニ付テハ、双方示談

納得之上為生活料二千貫文当村より

私江被相渡候上者、是以後温泉江ハ一切

携り申間敷候、尤、生活料受取候上、是迄

手持之書類反故ニ仕候、且止宿等之義ハ

外旅人同様ニ取植、互ニ證書為取替

置、此末堅相守り候上ハ、毛頭故障無御座

候、為後日戸長衆等之御見届ヲ受

御渡し置申處如件、

明治五年壬申十月

第一区七尾松本町

上村少五郎(印)

親類同町生駒町

岩城仁左衛門(印)

和倉村

御役人衆中

惣百姓衆中

前書之通相違無之候也

第一区副戸長

吉岡源太郎 (印)

(奥書)

前書聞置候事

十月十五日 元 七尾縣廳 (七尾縣稅務課) 印